

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人仙台福祉サービス協会

職員が、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めていくため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2 内 容

計画期間中に次のとおり実施する。

目標Ⅰ 妊娠中及び出産後の職員のための休暇制度、男性職員のための休暇制度及び育児・介護休業法に基づく諸制度の周知

【対策】産前産後休暇など妊娠中及び出産後の職員のための休暇制度、男性職員のための休暇制度及び育児・介護休業法による諸制度を、協会内情報共有システム及び職員向け研修を積極的に活用し、全職員への周知に努める。

目標Ⅱ 妊娠中及び出産後の職員の健康確保及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備

【対策】① 管理者向けの研修を実施し、母性保護及び育児休業に対する理解を促進する。
② 休憩スペースの確保や相談対応など、妊娠中及び出産後の職員の健康及び心情に配慮した対応を行う。
③ 職員が育児休業を取得した場合、必要に応じて代替職員・臨時職員を雇用することを職員に対し周知する。

目標Ⅲ 育児と仕事の両立を可能とする勤務形態の構築

【対策】① 育児と仕事の両立を目的として導入した短時間勤務制度、職務専念義務免除制度、その他の休暇制度について周知し、活用を促す。
② 1ヶ月単位の変形労働時間制に基づき柔軟に定めている1日の所定労働時間を、育児のために活用することについて周知を行う。
③ 業務内容見直しによる効率化を進め、所定時間外労働の削減を実践する。

平成27年4月1日